

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：草加市公共下水道事業特別会計

事業名	草加市公共下水道事業		
事業開始年月日	昭和48年1月22日	地方公営企業法の適用・非適用	☐ 適用 ☒ 非適用
団体名	草加市	職員数（H22. 4. 1現在）	20
構成団体名			
健全化判断比率の状況	☐ 財政再生基準以上 ☐ 早期健全化基準以上 ☐ 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあっては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	162（21年度）	財政力指数	0.985（21年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	-（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	-（21年度）
経常収支比率（％）	83.8（21年度）	実質公債費比率（％）	12.6（22年度）
		将来負担比率（％）	128.5（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

☐ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
☐ 該当なし
〔合併期日：平成○年○月○日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 ☐にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	下水道事業経営健全化（延長）計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	草加市長 木下 博信
既存計画との関係	第四次草加市行政財政改革個別実施計画
公表の方法等	草加市ホームページにより公表
基本方針	一般会計において人件費を縮減して行政改革効果を発生させることにより、草加市全体として公債費の負担軽減を図る。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計	
				うち年利7%以上		
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,227,470.6	343,010.9	1,371,397.5	214,783.6	2,941,879.0
	補償金免除額	277,220.8	67,859.1	420,321.9	27,570.8	765,401.8
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額					
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額					

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)		合 計
					うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業	1,227,470.6	343,010.9	1,371,397.5	214,783.6	2,941,879.0
合 計 (A)		1,227,470.6	343,010.9	1,371,397.5	214,783.6	2,941,879.0
一 般 企 業 債 (再掲) (上記のうち)						
合 計 (B)		0	0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A) - (B)		1,227,470.6	343,010.9	1,371,397.5	214,783.6	2,941,879.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 企 業 債 (再掲) (上記のうち)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 企 業 債 (再掲) (上記のうち)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
4 「上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財 務 上 の 特 徴	本市においては、急激な都市化により、河川に工場排水や生活排水が流入され、水質が悪化してきており、水質汚濁の防止を図ると共に、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全に努めるために、特に平成元年から１５年計画で下水道整備の完成を目指して急ピッチに事業を推進してきた。 しかしながら、限られた財源の中で進めてきたため、主に財源を起債に頼ってきた経緯があり、起債残高が増え、必然的に元利償還金が増加傾向にある。平成21年度末現在高は埼玉県内で1位（政令市を除く）という状況である。	
経 営 課 題	課 題	料金水準の適正化
	平成21年4月1日付けで下水道使用料の改定を実施し、一般家庭が使用する20m3当たりでみると、本市は1,753円であり、県平均1,695円を約3%程度上回っている。しかし、下水道事業の健全さを示す1つの指標である経費回収率では本市は63.3%にとどまっており、下水道使用料については改定後3年までごとに見直しを行うものとしたことから、平成23年度中に検討を行った結果、平成24年度からの3年間は、現行の使用料水準を維持する。平成26年度中に再度検討を行う。	
	課 題	資本投下の抑制、民間的手法の導入
	人口普及率が90%を超え、市街化区域においては、下水道整備が進み、未整備区域がある程度限られてきたため、これ以降の下水道整備は効率が悪くなってくるが投資効果が図れる整備を行う必要がある。また、事業実施にあたっては、直営による人件費を基に効果的な民間委託を行いコスト削減を図る。	
	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化
	維持管理においては、前例踏襲による管渠清掃を見直し、管渠施設等を調査することで侵入水やマンホール等の現状を把握するとともに、効果的な清掃を実施しコストの削減を図った。本市は平坦な地形であることから、汚水が自然流下せず、マンホールポンプに頼ることになり、地形の違う他市と比較するとマンホールポンプ設置数が多く適切な維持管理を行う必要がある。また、平成21年度末有収率が86%と不明水流入が14%あることから、不明水対策が必要であり、特に大規模団地を保有する独立行政法人都市再生機構等に対策実施を指導している。	
留 意 事 項	課 題	企業会計の移行
	職員全員のコスト意識やお客様サービスの向上を図るためにも企業会計の移行が重要である。	
	課 題	
	数年後から始まる管渠更生工事事業費	

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
- 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業 ）
（ 1 ）収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度						
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)						
区 分		(決 算)	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	見込値	計画	見込値	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	3,350	3,324	3,320	3,442	3,816	3,981	3,978	4,018	4,014	4,067	3,857	4,116	3,816	4,165	4,165
		(1) 営 業 収 益 (B)	2,023	2,074	2,140	2,165	2,425	2,530	2,577	2,570	2,662	2,614	2,603	2,658	2,606	2,702	2,702
		ア 料 金 収 入	1,843	1,877	1,927	1,934	2,179	2,273	2,322	2,300	2,397	2,330	2,333	2,360	2,326	2,390	2,390
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
		ウ そ の 他	180	197	213	231	246	257	255	270	265	284	270	298	280	312	312
			(179)	(196)	(212)	(230)	(245)	(256)	(254)	(269)	(264)	(283)	(269)	(297)	(280)	(311)	(311)
		(2) 営 業 外 収 益	1,327	1,250	1,180	1,277	1,391	1,451	1,401	1,448	1,352	1,453	1,254	1,458	1,210	1,463	1,463
		ア 他 会 計 繰 入 金	1,324	1,250	1,179	1,276	1,358	1,408	1,363	1,400	1,268	1,400	1,254	1,400	1,207	1,400	1,400
		イ そ の 他	3		1	1	33	43	38	48	84	53	0	58	3	63	63
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	3,224	3,226	3,198	2,947	2,968	3,025	2,994	2,932	2,741	2,896	2,609	2,822	2,474	2,798	2,740
		(1) 営 業 費 用	1,241	1,252	1,291	1,150	1,247	1,371	1,312	1,390	1,220	1,410	1,194	1,430	1,200	1,450	1,450
		ア 職 員 給 与 費	95	84	79	84	94	91	101	90	95	90	79	90	71	90	90
		ウ ち 退 職 手 当															
		イ そ の 他	1,146	1,168	1,212	1,066	1,153	1,280	1,211	1,300	1,125	1,320	1,115	1,340	1,129	1,360	1,360
		(2) 営 業 外 費 用	1,983	1,974	1,907	1,797	1,721	1,654	1,682	1,542	1,521	1,486	1,415	1,392	1,274	1,348	1,290
		ア 支 払 利 息	1,929	1,887	1,832	1,699	1,600	1,540	1,534	1,402	1,383	1,326	1,295	1,212	1,158	1,148	1,090
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	1,834	1,788	1,734	1,602	1,504	1,444	1,437	1,306	1,286	1,230	1,204	1,116	1,072	1,052	1,005
		イ そ の 他	54	87	75	98	121	114	148	140	138	160	120	180	116	200	200
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	126	98	122	495	848	956	984	1,086	1,273	1,171	1,248	1,294	1,342	1,367	1,425		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	4,986	4,464	4,920	6,041	3,415	4,790	4,672	3,223	3,088	3,978	3,634	2,733	2,467	2,733	2,819
		(1) 地 方 債	1,838	1,509	1,846	3,142	990	2,451	2,288	1,063	995	1,847	1,620	600	373	600	668
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債															
		(2) 他 会 計 補 助 金	2,253	2,089	2,272	2,028	1,672	1,798	1,810	1,746	1,600	1,761	1,584	1,781	1,668	1,787	1,781
		(3) 他 会 計 借 入 金															
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	417	431	313	420	310	226	199	156	181	146	95	146	115	146	146
		(6) 工 事 負 担 金	469	435	486	450	441	315	374	258	312	224	328	206	311	200	224
		(7) そ の 他	9		3	1	2					7		0			
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	5,070	4,767	5,034	6,567	4,402	5,826	5,522	4,359	4,377	5,199	4,950	4,077	3,814	4,150	4,179
		(1) 建 設 改 良 費	2,866	2,396	2,042	2,061	1,664	1,670	1,367	1,090	1,114	990	735	970	697	970	990
		ウ ち 職 員 給 与 費	132	128	115	98	97	91	71	90	64	90	65	90	58	90	90
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	2,204	2,371	2,992	4,506	2,738	4,156	4,156	3,269	3,263	4,209	4,215	3,107	3,117	3,180	3,189
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他																	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-84	-303	-114	-526	-987	-1,036	-850	-1,136	-1,289	-1,221	-1,316	-1,344	-1,347	-1,417	-1,360		

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	計画 実績	計画 実績	計画 実績	計画 見込値	計画 見込値
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		42	-205	8	-31	-139	-80 134	-50 -16	-50 -68	-50 -5	-50 65
積 立 金 (K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		606	648	443	451	420	280 280	200 414	150 398	100 331	50 181
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		648	443	451	420	281	200 414	150 398	100 330	50 326	0 246
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		12	6	45	32	5	0 22		4	5	
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	636	437	406	388	276	200 392	150 398	100 326	50 321	0 246
	赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		61.7	59.4	53.6	46.2	66.9	55.4 55.6	64.8 66.9	57.2 56.5	69.4 68.3	69.7 70.2
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		2,023	2,074	2,140	2,165	2,425	2,530 2,577	2,570 2,662	2,614 2,603	2,658 2,606	2,702 2,702
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100											
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 (T)/(V) × 100											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
企 業 債 現 在 高 (X)		61,733	60,871	59,724	58,361	56,613	54,908 54,745	52,702 52,477	50,340 49,882	47,833 47,138	45,253 44,617

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分		(決 算)	(決算)	(決 算)	(決 算)	(決 算 見 込)	計画 実績	計画 実績	計画 見込値	計画 見込値	計画 見込値
収 益 的 収 支 分		1,504	1,446	1,391	1,506	1,604	1,664 1,617	1,669 1,533	1,683 1,523	1,697 1,697	1,711 1,711
	う ち 基 準 内 繰 入 金	534	541	526	1,506	1,604	1,664 1,617	1,669 1,533	1,683 1,523	1,697 1,697	1,711 1,711
	う ち 基 準 外 繰 入 金	970	905	865	0	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
資 本 的 収 支 分		2,254	2,089	2,272	2,028	1,672	1,798 1,811	1,746 1,600	1,761 1,582	1,781 1,781	1,787 1,787
	う ち 基 準 内 繰 入 金	627	652	631	638	629	757 578	715 540	735 546	760 760	765 765
	う ち 基 準 外 繰 入 金	1,627	1,437	1,641	1,390	1,043	1,041 1,233	1,031 1,060	1,026 1,036	1,021 1,021	1,022 1,022
合 計		3,758	3,535	3,663	3,534	3,276	3,462 3,428	3,415 3,133	3,444 3,105	3,478 3,478	3,498 3,498

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度) 計画 実績	平成23年度 (計画第2年度) 計画 実績	平成24年度 (計画第3年度) 計画 実績	平成25年度 (計画第4年度) 計画 見込値	平成26年度 (計画第5年度) 計画 見込値
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率 (%)		40	39	39	44	63	65 65	65 67	65 66	65 66	65 65
資本費 (円又は%)		162	163	163	165	162	164 161	165 161	164 169	163 160	161 161
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)		61.7	59.4	53.6	46.2	66.9	55.4 55.6	64.8 66.9	57.2 56.5	69.4 68.3	69.7 70.2
繰入金比率	収益的収入分 (%)	44.9	43.5	41.9	43.8	42.0	41.8 40.7	48.7 38.2	41.4 39.5	41.2 39.0	41.1 41.1
	うち基準内繰入金 (%)	15.9	16.3	15.8	43.8	42.0	41.8 40.7	48.7 38.2	41.4 39.5	41.2 39.0	41.1 41.1
	うち基準外繰入金 (%)	29.0	27.2	26.1	0.0	0.0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	45.2	46.8	46.2	33.6	48.9	37.4 38.8	54.1 51.8	44.2 43.5	65.1 72.2	65.5 63.4
	うち基準内繰入金 (%)	12.6	14.6	12.8	10.6	18.4	15.8 12.4	22.2 17.5	18.5 15	27.8 30.8	28.0 27.1
	うち基準外繰入金 (%)	32.6	32.2	33.4	23.0	30.5	21.7 26.4	32 34.3	25.8 28.5	37.4 41.4	37.4 36.3

注 1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第 1 項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第 1 項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 1 0 0

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 1 0 0

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 1 0 0

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 1 0 0

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 1 0 0

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

―― (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

―― ・料金回収率 (%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 1 0 0 -

―― 1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) -―― 2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) -

―― 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。――

―― ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

―― イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 1 0 0

各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「 2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表 2 に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「 (1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年4月1日付けで下水道使用料の改定を実施した。改定率平均値は14.9%（当初予定では9.8%だった）で、平成22年度には約2億8千万円程度の増収が見込まれる。また、本市においては今後も人口が増加する見込み（草加市総合政策課推計）であることから料金収入増が見込まれる。 平成21年度下水道使用料(2,178,682千円)と比較すると平成22年度2,321,702千円(1億4302万円増)、平成23年度2,396,536千円(2億1,785万円増)、平成24年度2,333,253千円(1億5,457万円増)、平成25年度2,326,334千円(1億4,765万円増)。 人口については、平成21年度23万7千人、平成22年度23万8千人、平成23年度23万9千人、平成24年度24万人、平成25年度24万人となっている。(人口については日本人のみで比較しています。)
2 他会計繰入金の見込み	平成22年度で元利償還金のピークに到達したことから、今後も単独対象事業費を精査し、事業抑制を図り、繰入金を極力圧縮する。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	該当なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	該当なし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		集中改革プランにおける平成22年度までの実施目標、総職員数1,758人(総職員数85人減員)に対し、平成22年4月1日現在総職員数1,726人(総職員数117人減員)となっており、数値目標を32人上回る減員が実施されています。 なお、公共下水道事業特別会計については、平成22年4月1日付けで職員数を24人から21人として3人減員し、平成23年度は1人減員し20人、24年度は2名減員の18人、25年度は増減なしの18人、<u>26年度は2人減員し16人</u>と人件費の抑制を図っております。
○ 給与のあり方		
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		給与構造改革は、平成19年4月1日に国に準じた形で導入し、給料水準を平均で4.7%(行政職)引き下げ、号給の4分割、わく外昇給の廃止、現給保障制度を導入しました。また、勤勉手当については、人事評価の結果を副参事級以上の職員及び施設長を対象に成績率に反映させました。地域手当については、10%から6%に段階的に引き下げました。国の級地別支給割合は3%ですが、他団体と比較して、少ない職員数(市民1,000人あたりの消防を除く職員数は4.32人)で市民サービスを提供しているため、今後の見直しについては、総人件費の枠の中で職員組合とも協議を進める予定です。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		技能労務職については、行政職と同様に人事評価制度を導入し、将来的には、査定昇給制度を導入する方向で検討しています。技能労務職し支給していた特殊勤務手当は全廃しました。給与構造改革による給料水準については、平均で4.9%の引き下げを行いました。 技能労務職の新規職員採用についても、必要最小限度に抑制しています。
退職時特昇等退職手当のあり方		平成20年度に勧奨退職による退職時特別昇給が廃止されたことにより、定年や死亡による退職を含め、すべての退職時特別昇給を廃止しました。
福利厚生事業のあり方		互助会を組織していないため補助金等の公費支出はないが、人事制度改革の一環として福利厚生のアウトソーシングを実施しており、今後についても、そのあり方については、職員組合と協議を行っていく予定です。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		マンホールポンプ維持管理について、民間委託を実施しています。また、管渠等の清掃業務委託については、現地調査を詳細に行い必要最小限度の清掃を実施しています。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用		特になし。

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	の課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		平成21年4月1日付けで下水道使用料を改定しました（改定率平均値14.9%）。今後も経営指標等の監視が必要であり、改定後3年までごとに見直しを行うものとしたことから、平成23年度中に検討を行う予定です。平成23年度に検討を行った結果、平成24年度からの3年間は、現行の使用料水準を維持する。平成26年度中に再度検討を行います。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報公開		年1回程度、市の広報誌に掲載しています。
行政評価の導入		平成11年度から、事務事業評価システムを導入しています。
4 その他		- 工事費の削減として、主に次の10項目を実施しています。 - 設計積算・施工監理業務の委託化による人件費削減 1号人孔から小口径人孔設置見直しによるコスト縮減及び人孔設置距離のスパン拡大によるコスト縮減 - 公共下水道工事に伴う建物事前調査の調査区分の変更を行ったことによるコスト削減 - 平成19年度から指名競争入札制度から一般競争入札制度に改めたことによるコスト削減 - マンホールの付属品（転落防止用梯子）設置基準であるマンホールの深さを1.5mから2.0mに見直したことによるコスト削減 - 取付管の掘削幅0.8mから0.6mに見直したことによるコスト削減 - 試験堀施工の掘削幅0.8mから0.6mに見直したことによるコスト削減 - 管渠の砂基礎部を厚さ20cmから10cmに見直したことによるコスト削減 - 仮復旧の単価見直しによるコスト削減 - 私道共同排水設備補助制度において、人孔設置距離の見直しによるコスト削減

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、に付した課題番号を「の課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果
1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	今まで削減や人員配置等を見直してきており、平成13年度（35人）から平成22年度（20人）と15人を削減しているが、今後は地方公営企業法の適用を実施するにあたり、専任で取り組むための人員増が必要不可欠である。 <u>公共下水道事業特別会計の人員については、平成23年度は20人、24年度は2名減員の18人、25年度は18人、26年度は16人と人件費の抑制を図っております。</u>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成21年4月1日付けで下水道使用料を改定した（改定率平均値14.9％）。 今後も経営指標等の監視が必要であり、改定後3年までごとに見直しを行うものとした。 <u>平成23年度に検討を行った結果、平成24年度からの3年間は、現行の使用料水準を維持する。</u> <u>平成26年度下水道使用料改定について検討を行う。</u>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	上記の改定実施に伴い、基準外繰出しは2億円程度の解消が図れたが、平成22年度から28年度まで、毎年43億円前後の元利償還が続くことから、全額を単期・中期的に解消することは困難である。
4 その他	特になし。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
2 各項目への記入に当たっては、に掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

当初計画改善効果額 合計	4,470	5,123
<参考> 当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）		

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

[illegible]

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を記入すること。

2 「収入の確保」その他 の例：未利用地の売却、資産の有効利用（用地等の貸付）、再生水の販売収入など（記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする）

3 「経営の効率化」その他 の例：建設コストの縮減（上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。）、電気・機械設備等の計画的
百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。）

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

·处理区域内人口……………10表01行11列

・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列

·有收水量 10表01行52列

·管理運營費 32表02行05列

· 污水处理原価 (32表02行06列) / (有収水量)

$$\cdot \text{汚水処理原価(維持管理費)} \cdots (32\text{表}01\text{行}44\text{列}) / (\text{有収水量})$$

・使用料収入

法適用事業 = 20表01行03列

法非適用事業 = 26表01行03列

・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの

法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)

法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額」C欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない

場合に記入すること（ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。）。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方

平成21年4月1日付けで下水道使用料の改定を実施した。改定率平均値は14.9%(上記当初計画では9.8%だった)で、平成22年度には約2億8千万円程度の増収が見込まれる。また、本市においては今後も人口が増加する見込み(早草市総合政策課検討)であることから料金収入増加が見込まれるが、今後も経営指標等の監視が必要であり、下水道使用料については改定後3年までごとに見直しを行うものとしたことから、平成23年度中に検討を行う予定である。

- 民間委託の取組状況

- その他に記入された項目に関する取組等

1 主な課題と取組及び目標

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2. 各項目への記入に当たっては、 に掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円)

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

- 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

- 3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。